

尾瀬国立公園の公園計画の変更及び生態系維持回復計画の策定の概要

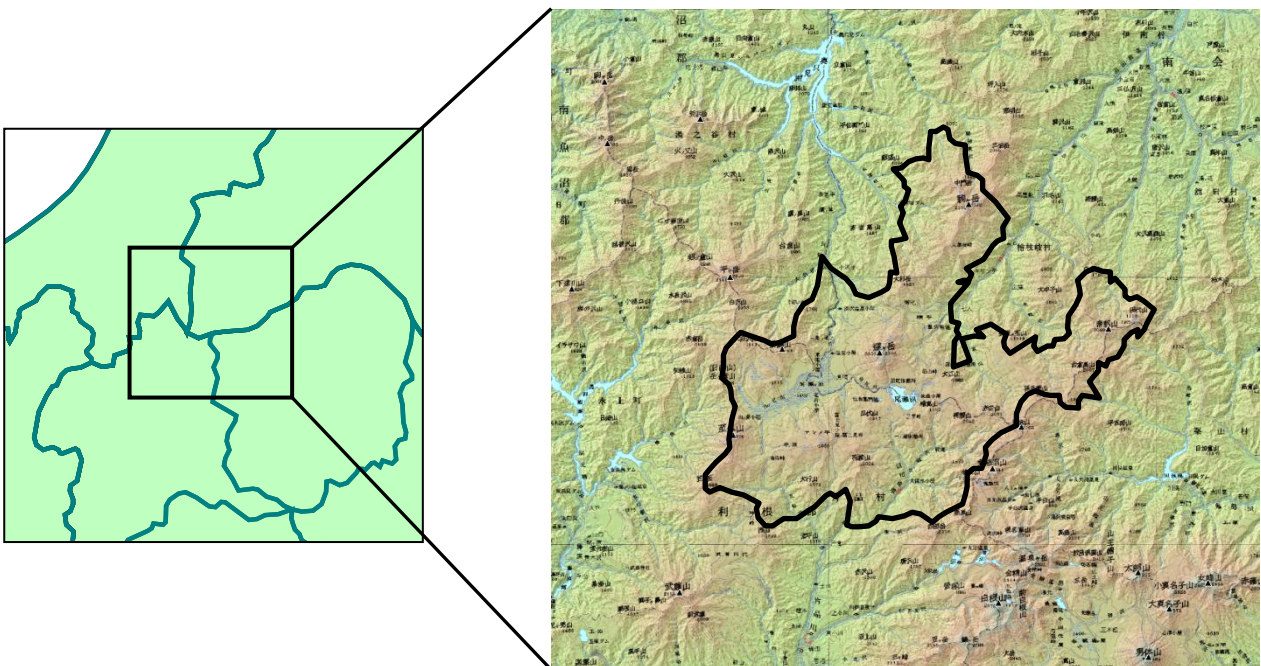
1 経緯

尾瀬国立公園は、昭和9年に日光国立公園として指定された地域に、会津駒ヶ岳や帝釈山地域を加えて、平成19年に日光国立公園から独立するかたちで指定された。尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺には希少な湿原植物が、山岳地帯には多くの高山植物が生育している。

近年、ニホンジカの生息数の増加や生息域の拡大により、植生の荒廃が進行しつつあり、原始的な生態系へ回復不可能な影響を与えることが懸念されている。

今回は、植生の保護やニホンジカの排除等の対策を行い、本公園の原始的な生態系の維持又は回復を図るため、生態系維持回復事業の追加を内容とする公園計画の一部変更を行うものである。

あわせて、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定する。



2 公園計画の変更

(1) 生態系維持回復事業の追加

- ・ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、湿原植生の攪乱等が確認され、本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれが出てきていることから、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカを防除する。また、事業の効果を検証するため、生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、調査研究及び実証試験を行う。

3 生態系維持回復事業計画の策定

①生態系維持回復事業計画の名称

尾瀬国立公園 尾瀬生態系維持回復事業計画

②生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

③生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 22 年から平成 26 年 3 月 31 日までの 4 ヶ年

④生態系維持回復事業の目標

省略

⑤生態系維持回復事業を行う区域

尾瀬国立公園全域

⑥生態系維持回復事業の内容

省略

⑦生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略

※詳細は、生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照

図1 生態系維持回復事業の区域図

